

# 動物医薬品検査所標準製剤配布規程

(昭和45年5月1日 農林省告示第637号)

## (趣旨)

### 第一条

動物医薬品検査所(以下「検査所」という。)が行なう標準製剤、菌株及びウイルス株(以下「標準製剤等」という。)の配布については、この規程の定めるところによる。

## (標準製剤等の配布及び価格)

第二条 検査所は、別表の上欄に掲げる標準製剤等をそれぞれ同表の下欄に掲げる価格で次の各号に掲げる者に配布するものとする。

一 地方公共団体又はその機関

二 動物用医薬品の製造販売業者、製造業者又は外国製造業者

三 前二号に掲げる者のほか、動物医薬品検査所長(以下「検査所長」という。)が適当と認めるもの

2 検査所は、検査所長が特に必要があると認めて農林水産大臣の承認を受けた場合には、別表の上欄に掲げる標準製剤等以外の標準製剤等を前項各号に掲げる者に配布することができる。

3 前項の規定により配布する標準製剤等の価格は、検査所長が農林水産大臣の承認を受けて定める。

## (配布の申請)

第三条 標準製剤等の配布の申請を受けようとする者は、別記様式による申請書を検査所長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)及び農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年農林水産省令第21号)の規定に準じて、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

## (配布の制限等)

第四条 検査所長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る標準製剤等の不足その他の相当な理由があるときは、標準製剤等の配布を拒み、又はその数若しくは使用方法を制限することができる。

## (代金の納付)

第五条 標準製剤等の配布を受けようとする者は、その代金を検査所長の定める期日までに、現金をもつて又は歳入徴収官の発行する納入告知書により納付しなければならない。